

# 島根県県民いきいき活動促進基本方針（案）

～ 自立的に発展できる快適で活力のある島根を目指して～

## 【改訂版】

平成 1 8 年 2 月策定  
平成 2 4 年 月改訂

**島根県**

〒 690-8501

島根県松江市殿町 1 番地

TEL (0852)22-5096

FAX (0852)22-5098

# 改訂のポイント

## 1．背景

寄附税制の拡充やNPO法の改正などNPO活動支援に関する制度改正が行われたこと等を踏まえ、今年度に策定される「島根総合発展計画（第2次実施計画）」との整合性を図りながら、基本方針の見直しを行います。

## 2．重点施策

NPOの活動基盤整備（資金調達、人材育成、情報開示等）に重点を置いた施策を展開します。

「県民いきいき活動の促進」と「協働の推進」の2本柱で施策を展開する上で、「体制の整備」にも重点を置き、これまでの取り組みの成果を踏まえ、実施体制の強化を図ります。

# 基本方針の構成

## 基本方針の趣旨

1 P ~ 2 P

## 施策の展開方向

3 P ~ 6 P

### 1 県民いきいき活動の促進

#### (1) 県民いきいき活動の普及

《県民いきいき活動に関する普及や参加しやすい環境づくり》

活動への関心喚起 活動機会の拡大

#### (2) 県民いきいき活動の深化

《N P Oの活動支援や支援を行うための基盤整備》

団体・セクター支援 支援の基盤強化

### 2 協働の推進

#### (1) 協働の普及

《多様な担い手が協働に取り組む環境づくり》

協働への関心喚起 協働機会の拡大

#### (2) 協働の深化

《協働による取組がよりよい成果を上げるための仕組みづくり》

協働実践力の向上 協働の基盤強化

## 体制の整備

6 P ~ 7 P

(1) 行政 ( 県、 市町村 )

(2) ( 公益 ) ふるさと島根定住財団 ( しまね県民活動支援センター )

(3) 県民いきいき活動促進委員会

## 施策の評価と検証

7 P ~ 8 P

## 方針の見直し

8 P

## 基本方針の趣旨

### 〔目的〕

島根県は、「島根県県民いきいき活動促進条例」に基づき、県民いきいき活動を促進するとともに、県民いきいき活動団体との協働を推進することにより、県民一人ひとりが生き生きと心豊かに暮らせる地域社会を実現する。



『自立的に発展できる快適で活力のある島根』

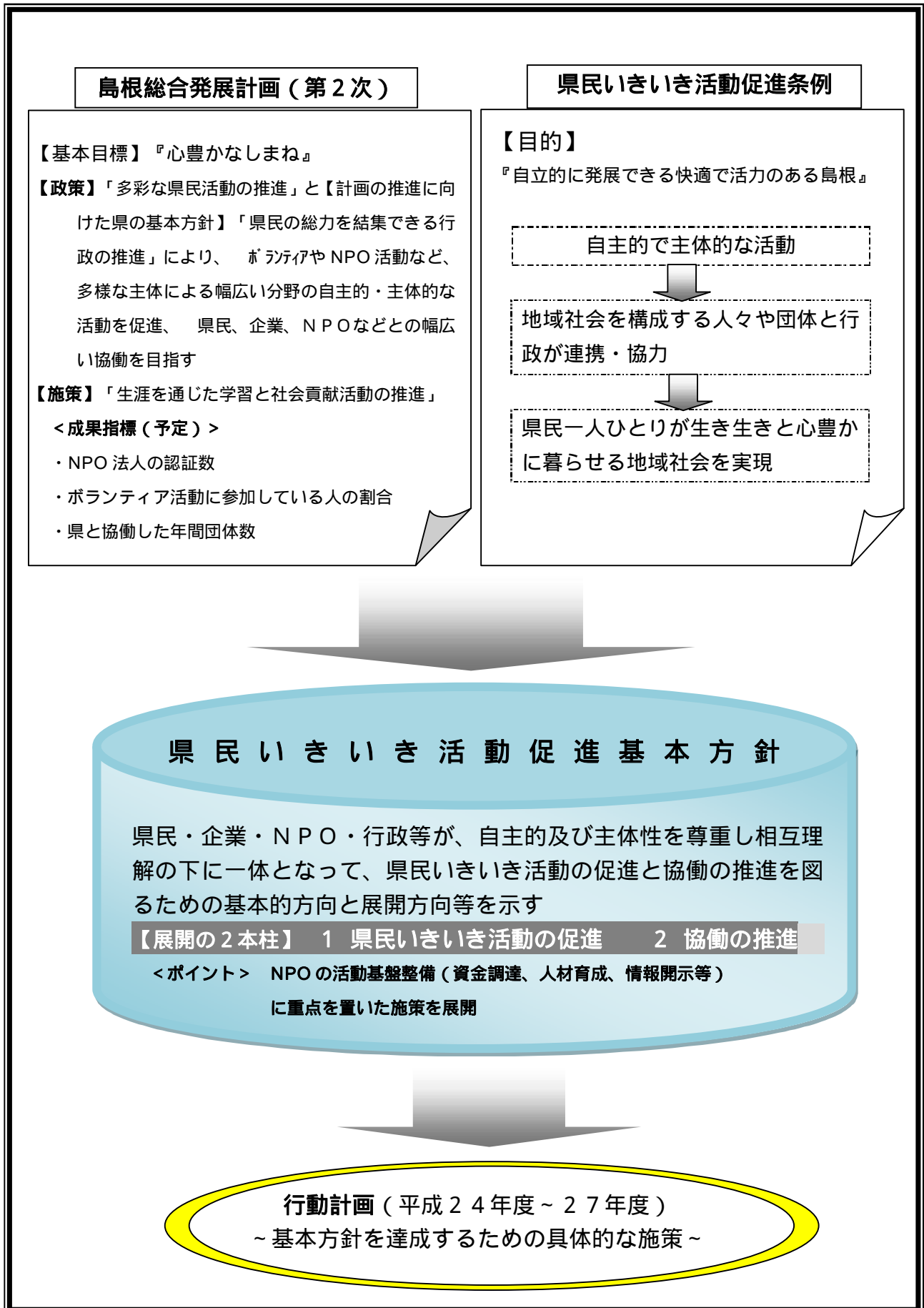
## 施策の基本的方向

～ 県民一人ひとりが生き生きと心豊かに暮らせる地域社会の実現 ～

### 〔方向〕

社会貢献活動の担い手への期待と活動基盤の整備  
地域課題に対する多様な主体の共通認識と役割  
多様な主体との対等な立場での相互協力  
県民の理解を得た支援  
行政の説明責任と評価  
行政自らの意識改革  
県と市町村との連携

# 〔参考：施策体系図〕



## 施策の展開方向

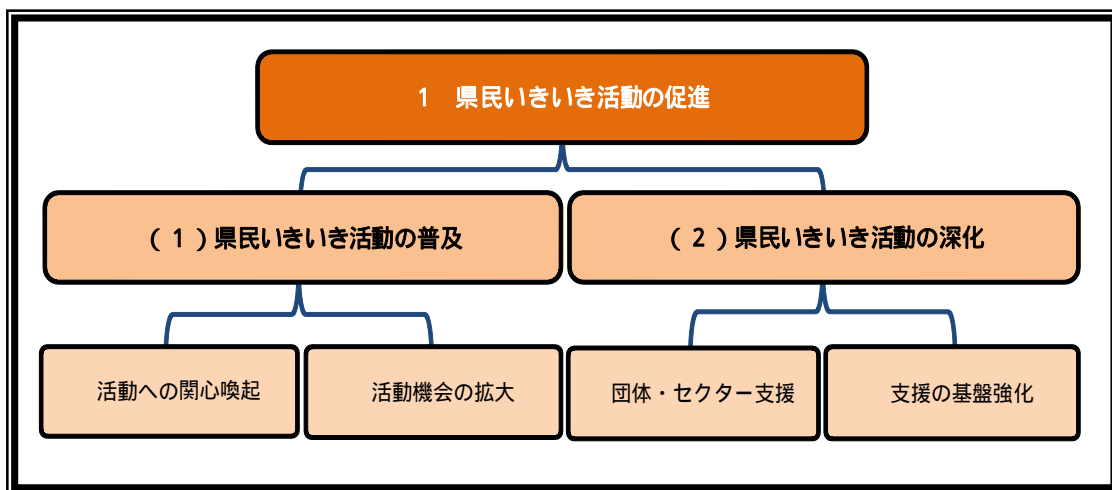
島根県は「県民いきいき活動の促進」「協働の推進」の2本柱で施策を展開していきます。

なお、この展開方向の期間は平成27年度までの4ヵ年とします。

### 1 県民いきいき活動の促進

県民いきいき活動の普及を図るため、県民等の積極的な参加を促進するための情報提供や、活動に参加しやすい環境の整備を行います。

また、これまで取り組みを進めてきた県民いきいき活動のさらなる深化を図るため、NPOの活動支援や、支援を行うための基盤整備を行います。



#### (1) 県民いきいき活動の普及

条例に位置づけられている県民いきいき活動を様々な広報媒体やフォーラムの開催等によって広く県民に周知し、活動の意義などについての理解や関心を喚起します。

県民が県民いきいき活動への積極的な参加ができるよう、県民・企業・NPO等と連携して、活動機会の拡大に向け取り組みます。

##### 活動への関心喚起

(公財)ふるさと島根定住財団(しまね県民活動支援センター)、社会福祉協議会など関係機関と連携して、県民いきいき活動に関する様々な情報を収集するとともに、多様な手段により情報提供します。

NPO・ボランティア情報ポータルサイト「島根いきいき広場」及び「だんだん」、県のホームページや広報誌、(公財)ふるさと島根定住財団の機関誌等を活用し、NPOの紹介や県民いきい

き活動等に関する情報を提供するなど活動への関心喚起を図ります。

また、県民・企業・NPO・行政等の協働・連携などに関するフォーラム等の開催を通じて、関係者の理解を深めます。

### 活動機会の拡大

県民いきいき活動に対する機運の醸成と活動への参加の促進を図るため、参加しやすい家庭・学校・職場・地域の環境づくりを促進します。

先駆的な優れた活動を行ったNPOや企業を顕彰することにより、活動の広がりや県民活動の活発化を図ります。

## (2) 県民いきいき活動の深化

個々のNPOやNPOセクターが自主的で主体的な活動を展開し、地域課題の解決に貢献できるよう、支援を行います。

また、活動の成果がよりよいものとなるよう、行政や中間支援組織の機能の充実を図ることにより、支援を行うための基盤を強化します。

### 団体・セクター支援

NPOが自律的な活動を行う上で課題となっている労務管理や会計処理、税務など団体の運営全般に関するマネジメント能力の向上を目的とした専門研修等を行います。

しまね社会貢献基金制度やNPO法人を対象とした低利融資制度等の活用によりNPOの資金調達に関する支援を行うとともに、NPO自らが寄付を募る取り組みについても、研修等による支援を行います。

NPO相互の連携・協力を促し、NPOセクターの社会的な信頼性が高まるよう、支援を行います。

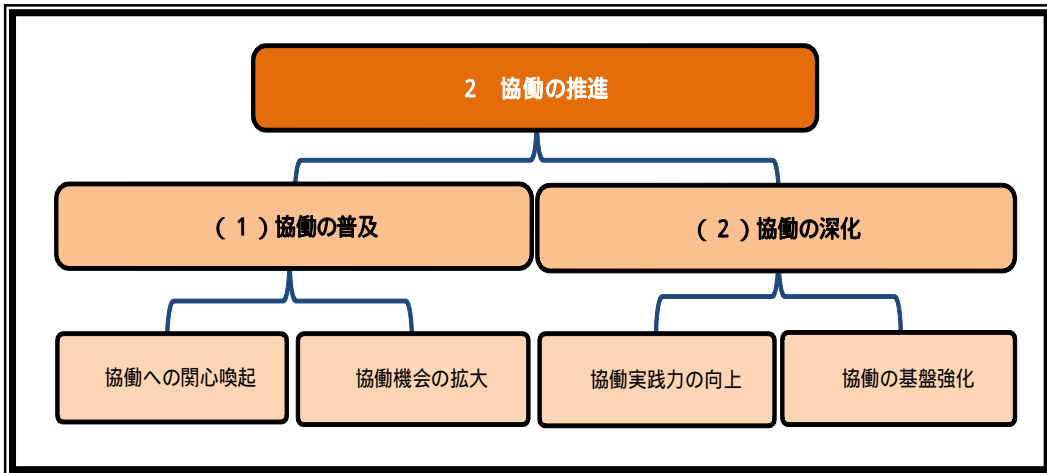
### 支援の基盤強化

NPOの抱える大きな課題である資金調達、人材育成、情報開示等を解決するためには、専門研修の実施や個別相談の実施等、きめ細やかな支援が必要となります。

県では、県全域を活動範囲とする中間支援組織、(公財)ふるさと島根定住財団(しまね県民活動支援センター)の専門スタッフの人材育成や支援メニューの充実等により、NPOの活動を支援するための基盤強化を図ります。

## 2 協働の推進

地域課題の解決や地域づくりに協働の成果が発揮できるよう、県民・企業・NPO・行政等多様な担い手が、それぞれの有する資源を生かし、自立した対等な立場で相互に協力して、幅広い協働を推進します。県は、そのために、協働の普及と深化に関する施策を実施します。



### (1) 協働の普及

協働のための環境を整備し、広げていくために、協働への関心を喚起し、協働に関わる機会を増やす取り組みを進めます。

#### 協働への関心喚起

協働の当事者であるNPO等に対し、協働の必要性や取り組み事例など協働に関する各種情報を発信することにより、協働への関心を喚起します。また、総合相談窓口や協働推進員の配置を通じて、協働を促す雰囲気づくりや仕組みづくりを進めます。

#### 協働機会の拡大

県民・企業・NPO・行政等協働の担い手の出会いの場づくりや交流の機会を増やし、協働を促す環境を整備します。また、県が各分野で取り組む事業のうち、県民やNPOと協働することで、より効果的、効率的に実施できるものについて、双方で協議・合意形成のうえ、協働事業を推進します。鳥取県等との広域的な連携を図る協働事業についても取り組みを進めます。

### (2) 協働の深化

地域課題の解決や地域づくりに向け協働の取り組みを担う県民・企業・NPO・行政等の実践力の向上を図ります。また、協働事業の質的向上と成果の継続とともに当事者の達成感がもたらされるよう協働の深化を図ります。



## 協働実践力の向上

協働事業の実施に当たっては、評価・検証、事業結果を公表する手法によるモデル的な協働実践事業を通じて、協働事業の内容や体制を充実させ、実践力の向上を図ります。

また、県各課が行う協働事業についても、協働推進員の相談・コーディネート機能を活用して、当事者の個別ニーズに応じた丁寧な情報の収集・提供や意見交換を行うなど、より協働の効果が高まる環境づくりを行います。

## 協働の基盤強化

協働事業の担い手である県民・企業・NPO・行政等の情報共有や学びの機会を提供するための交流の場づくり、事業を通じた実践的な研修によりコーディネーターを養成するなど人材の育成に取り組めます。

## 体制の整備

自立的に発展できる快適で活力ある島根づくりに向けて、県民・企業・NPO・行政等多様な担い手がそれぞれ役割を果たしていくことが重要です。そのためには、それぞれの担い手が抱える様々な課題を解決するための支援体制が必要です。県は、市町村、（公財）ふるさと島根定住財団（しまね県民活動支援センター）、県民いきいき活動促進委員会と連携し、支援の体制を整備します。

### 1 行政（県・市町村）

#### （1）県の取り組み

県は、県民いきいき活動の促進及び協働の推進を図るため、庁内推進会議を活用して県機関相互の緊密な連携及び施策の調整を行います。

また、県機関各職場の協働推進員を始めとした県職員の人材育成のため、情報共有や研修機会の充実を図ります。特に、協働を推進していくうえで必要なコーディネートを行う人材の育成や、協働を促す雰囲気づくりや仕組みづくりを進めます。

#### （2）市町村への働きかけ

より住民に身近な基礎自治体である市町村が、住民・企業・NPO・地縁団体等の様々な団体に取り組む自発的な活動を支援し、

協働により共に地域課題の解決に当たることが重要です。地域における県民いきいき活動や協働が進むよう、情報共有やそれぞれの事業を活用した協働の推進など、県・市町村で連携協力して環境整備に取り組みます。

## 2 (公財)ふるさと島根定住財団(しまね県民活動支援センター)

県内のNPO等が抱える様々な課題に自ら主体的に取り組むに当たり、効果的かつ効率的に支援を行う役割が期待される(公財)ふるさと島根定住財団(しまね県民活動支援センター)の機能の充実を図ります。特に、NPO等を取りまく大きな課題である資金調達、人材育成、情報開示等に対する取り組みが実施できるよう支援します。

## 3 県民いきいき活動促進委員会

いきいき活動実践者・学識経験者・企業・市町村等からなる県民いきいき活動促進委員会において、「県民いきいき活動の促進」及び「協働の推進」に関する施策の提言・助言・評価を行います。また、同委員会の活動を通じて県民等の意見を県の施策に反映させます。

## 施策の評価と検証

この基本方針は、条例に基づく島根県(行政機関)の施策の方針を示すものであると同時に、県民・企業・NPO・行政等が県民いきいき活動に積極的に参加、役割を果たすうえでわかりやすい方針であることが必要です。

「県民いきいき活動の促進」と「協働の推進」を2つの柱として施策の展開を進めていきますが、行政施策としての評価と検証に加え、県民等の立場からみて、これらの事業体系に基づく取り組みにより、計画期間中に、県民等を取りまく環境、状態がどのように変化、改善したのか、そのような視点からの評価と検証を行なう必要があります。

### 【成果指標(案)】

以下のような成果指標を検討しています。

#### 1. 県民いきいき活動の促進

##### (1) 県民いきいき活動の普及

- ・ボランティア活動への参加率

- ・ NPO 法人への寄附件数
- ・ NPO 法人数
- ・ 「ボランティアに参加したいが機会がない」とする人の割合
- ・ ボランティア休暇制度導入率・取得率

#### ( 2 ) 県民いきいき活動の深化

- ・ 認定 NPO 法人数
- ・ 支援関連施策に対する満足度
- ・ インターネットでの団体の情報開示度
- ・ NPO のネットワーク数

## 2 . 協働の推進

#### ( 1 ) 協働の普及

- ・ 提案公募型事業への応募団体数
- ・ 協働機会のある県事業の数・予算総額
- ・ 協働経験のある NPO 数及び県職員数
- ・ 協働に関する制度や手続きへの不満度

#### ( 2 ) 協働の深化

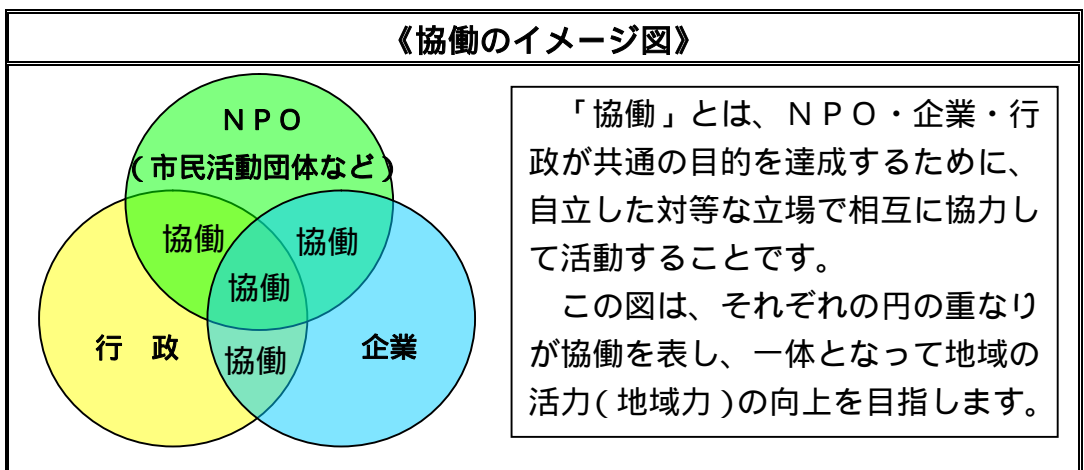
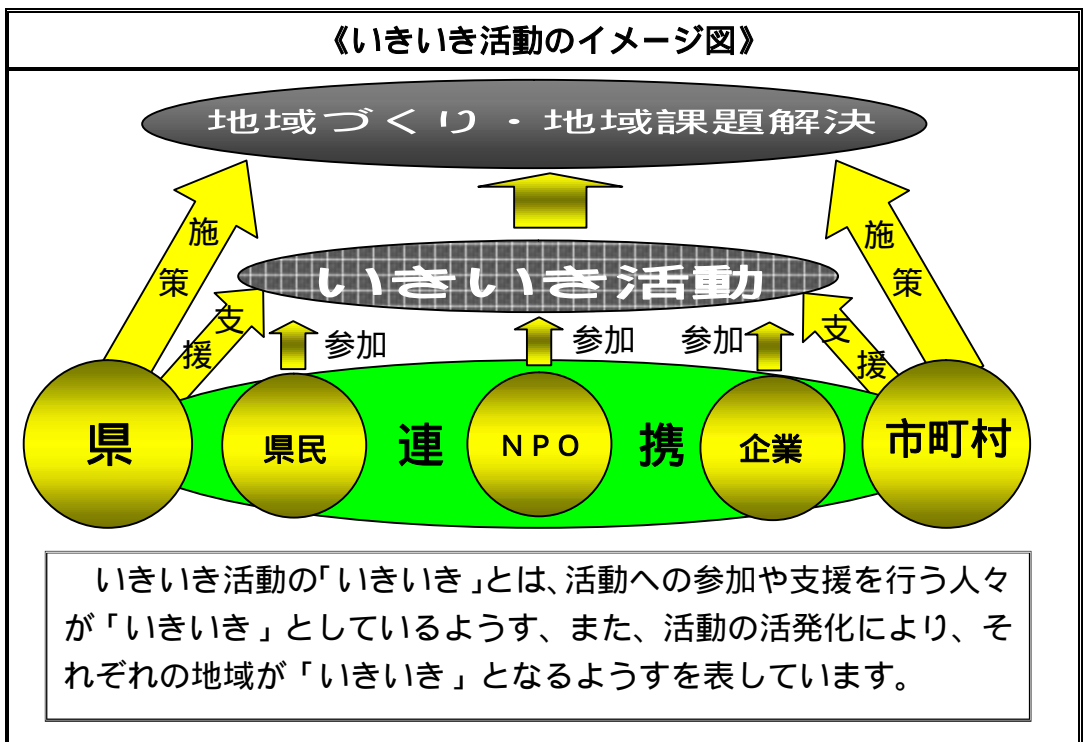
- ・ 各モデル的協働事業の達成度
- ・ 協働事業に関する当事者の自己評価
- ・ 協働関連施策に対する満足度

### 方針の見直し

この基本方針は、策定後も、島根総合発展計画（平成 27 年度までに達成すべき数値目標）見直しや、地方分権の進展など、今後の社会経済情勢の変化や県民いきいき活動の状況、県民いきいき活動促進委員会等で得られた意見を勘案して、見直しを行うものとします。

〔参考〕

《県民いきいき活動の定義》	
島根県県民いきいき活動促進条例（平成 17 年 3 月 25 日条例第 37 号）（抄）	
第 2 条 この条例において「県民いきいき活動」とは、営利を目的とせず、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的として、自発的に行われる活動であって、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。	
(1)	宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動
(2)	政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
(3)	特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動



## 《NPO の概念図》

NPO の概念は、狭い意味から広い意味まであり、一般的にはボランティア団体や市民活動団体をいいますが、この基本方針においては、自治会等も含む最も広い とします。

《 狭い意味のNPO 》

《 広い意味のNPO 》

《 最も広い意味のNPO 》

